

2026年6月15日

株主各位

東京都港区六本木一丁目9番9号
AIフュージョンキャピタルグループ株式会社
代表取締役社長 澤田大輔

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://aifcg.jp/news/?term=shareholder-docs>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.net-vote.com/>) にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁の「インターネットによる議決権行使方法について」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月30日(火曜日)午後1時(受付開始 午後0時15分)
2. 場 所 東京都港区六本木一丁目9番9号
六本木ファーストビル14階
当社本店エントランス
(前回と会場が異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第2期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 株主総会にご出席いただく場合

議決権行使書用紙を株主総会会場受付にご提出ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

6頁の「インターネットによる議決権行使方法について」をご高覧のうえ、2026年6月29日(月曜日)午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年6月29日(月曜日)午後5時30分までにご到着するようご返送ください。郵便事情もございますので、なるべく早くのご返送をお願い申し上げます。

以 上

-
- ◎ 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - ◎ インターネットと議決権行使書による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎ インターネットにより複数回議決権を行使された場合、最終のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
 - ◎ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
 - ◎ 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

◎ 電子提供措置事項のうち、法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

- ・連結持分変動計算書
- ・連結注記表
- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表
- ・会計監査人の監査報告書
- ・監査等委員会の監査報告書

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様重要な権利です。議決権を行使いただけますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

1 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月30日(火曜日)午後1時

開催場所 当社本店エントランス

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、QRコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限 2026年6月29日(月曜日)午後5時30分まで

詳細は、次頁を
ご参照ください。

3 郵送で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、
お早めにご投函ください。

行使期限 2026年6月29日(月曜日)午後5時30分到着分まで

議決権の
重複行使の
取り扱い

- 1 インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について



スマートフォンからの場合

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。



QRコードを読み込む



以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いします。



パソコンからの場合

- 1 議決権行使サイト
<https://www.net-vote.com/>
にアクセスしてください。

- 2 トップ画面



- 3 ログイン画面
議決権行使書用紙に記載のログインID、パスワードをご入力いただき、「ログイン」を選択してください。



※一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）では、ご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

株式会社アイ・オール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）

0120-975-960（通話料無料）

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

事業報告

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

(1) 業績総括

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大・各種政策の効果により、景気は総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、円安進行に伴う輸入物価の上昇やエネルギー価格の変動による物価上昇圧力が継続しており、個人消費や企業活動への影響が懸念される状況にあります。また、日本銀行による金融政策の見直しや金利正常化への動きは、金融市場における資金調達環境や株式市場の変動要因として注視されております。

このような経済・金融情勢のもと、当社グループは、2025年5月15日付「中期事業計画」にて公表のとおり、AIと金融の力を融合することでビジネスの成長を加速させる金融ソリューションを提供し、自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業の4つの領域で、新しい資本主義の未来を創造し、日本の成長を支えるグループを目指し事業を推進いたしました。業績目標として2028年度には売上高500億円、営業利益50億円を掲げ、2028年度の時価総額1,000億円を掲げております。

「自己投資事業」においては、「AIや最新のITテクノロジーを活用した事業モデルの変革を図る企業群」への当社グループによる自己投資を行っております。想定される主たる投資対象企業群としては、「既存事業を有している/確立済である一方で、AIを活用して新たなビジネスモデルを構築することにより、企業価値の成長を目指す企業群」「AI分野における事業拡大を目指すSIer企業群」「当社グループで今後展開予定の『AIファンド』の投資先企業群とのシナジー効果が見込める企業群」等となります。また、投資した企業を中核としてシナジー効果の見込める企業のM&Aに取り組んでおります。当連結会計年度においては、前期に資本業務提携を締結し当社グループの持分法適用会社となったSNSマーケティング支援を手掛ける株式会社ラバブルマーケティンググループ（証券コード：9254）の株式を2025年5月及び2025年11月に追加取得し連結子会社化しました。また、婚活・カジュアルウェディング・地方創生/QOL (Quality of life) 事業を展開するタメニー株式会社（証券コード：6181）の株式を2025年8月及び2026年3月に取得し資本業務提携・連結子会社化しております。

将来的には、これらの自己投資事業における投資先企業のように各分野で強みを持つ企業によるアライアンス・グループの形成をすすめてまいります。アライアンス・グループにおいては、グループ内の各企業が経営と商品・サービス提供の独立性を維持しながら、それぞれの顧客を互いに紹介しあい、コラボレーションによる新規サービスの開発・提供を行い、企業や地方自治体が「何か困りごとがあれば、このアライアンス・グループに相談することで全て解決される」という存在となることを目指し、それに伴い各社の売上高増加とともに、顧客の囲い込みが期待されます。

また、これらの企業顧客や自治体顧客向けサービス提供を通じて得たノウハウを生活者向けサービス事業領域で活かしていくことを目指し、2025年12月にはミライサービスホールディングス株式会社の設立を決議し、新たに生活者向けサービス事業を開始することとしました。同社においては、レストラン、カフェ、カラオケ等の飲食店をはじめ、ホテル、旅館など、生活者向けサービスを提供する様々な企業をM&Aで傘下企業としてまいります。当社グループのアライアンス・グループが提供するDX・AI関連技術を活用したソリューションやSNSマーケティング等、ミライドア株式会社の持つ地方自治体ネットワークや地方創生ノウハウ、THE FREE AGENT LAB株式会社との人材獲得におけるシナジー効果等を追求し、企業価値の最大化をはかってまいります。

さらに2026年3月には、フランチャイズ型飲食ブランド「鰻の成瀬」を展開するフランチャイズビジネスインキュベーション株式会社の株式取得・連結子会社化を決議しております（株式取得・連結子会社化は2026年4月）。当社グループによる「AI・DXによる業務効率化」「SNSマーケティングによる集客最大化」「地方自治体及び金融機関ネットワーク」といった強みを活用し、「戦略的な出店の加速」「店舗収益性の向上」「フランチャイズ網の拡大」を進めてまいります。

「ファンド事業」においては、ベンチャーキャピタル事業として、ベンチャー企業への投資及び投資助言、投資事業組合の組成及びその管理・運営、投資事業組合の無限責任組合員として投資先の選定及び育成支援を行っております。また、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化が図れるコア技術を有する企業群）」「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドの組成にも取り組んでおります。

投資会社が上場企業の私募増資を引き受けることを意味する「PIPEs事業」においては、2ステップでの事業展開を計画しており、現時点では「ステップ1：LP（投資家）としてPIPEs事業へ参画」に取り組んでおります。将来的な第2ステップにおいては、当社がGP（ファンド運営者）としてPIPEs事業に取り組むことを計画しております。

「投資銀行事業」においては、他の3事業である「自己投資事業」「PIPEs事業」「ファンド事業」に付随して派生する様々なニーズに対し、事業内容・事業規模・事業ステージ等を鑑み最適な資金調達や事業提携等の投資銀行（コーポレートファイナンス）サービスの提供に取り組んでおります。前期に開始した「暗号資産投資事業」においては、市場動向を綿密に分析し、リスクを徹底管理しながら、収益性の高い投資機会を追求しております。当連結会計年度においても前期に引き続き暗号資産ビットコインの購入を行い、2026年3月末日時点の暗号資産の評価損益については、累計購入金額5億円に対し76百万円の評価損となっております。

これらにより、グループ全体の経営成績は、売上収益3,297百万円（前期比6.8%増）、営業損失1,387百万円（前期は1,427百万円の利益）、税引前損失1,395百万円（前期は1,419百万円の利益）、当期損失1,245百万円（前期は1,243百万円の利益）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。なお、当連結会計年度において報告セグメントの区分方法の変更を行っております。前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の報告セグメントに組み替えております。

- ・当第1四半期連結会計期間より、「情報通信関連事業」について経営成績をモニタリングする事業として重要性が低下したことにより「その他」に含めております。
- ・当第1四半期連結会計期間より、従来「SaaS事業」としていた報告セグメントの名称を「DXソリューション事業」に変更しております。
- ・当第3四半期連結会計期間より、連結子会社化した株式会社ラバブルマーケティンググループを、新たに「マーケティングソリューション事業」として追加しております。

<金融ソリューション事業>

金融ソリューション事業には、ベンチャー企業等への投資及びその育成支援や、投資事業組合の組成及びその管理・運営等を行う「ファンド事業」、上場企業の私募増資を引き受ける「PIPEs事業」、事業に付随するニーズに対しコーポレートファイナンスサービスを提供する「投資銀行事業」を含めております。

当連結会計年度における売上収益は500百万円（前期比58.5%減）、営業損失は422百万円（前期は502百万円の利益）となりました。主な内容は、新規の投資事業組合の組成が無かったこと、投資先上場会社の株価下落等であります。

<DXソリューション事業>

DXソリューション事業は、DXを目的としたWebサイト最適化サービスなどを中心に、オンライン手続きプラットフォームサービスの提供等の事業を行っております。

当連結会計年度における売上収益は1,325百万円（前期比237.9%増）、営業利益は171百万円（前期比85.2%減）となりました。主な内容は、DXクラウドにおける既存サービスの導入社数が増加したことや、従来から提供してきた運用広告関連サービスに加え顧客のニーズに合わせたSNS広告運用サービスの提供により安定的に売上貢献したこと等によるものです。なお、前期の営業利益には連結子会社であったReYuu Japan株式会社の株式売却益896百万円が含まれております。

<マーケティングソリューション事業>

マーケティングソリューション事業は、SNSマーケティングにおける戦略策定から運用支援、SaaS型ツールの提供、人材教育までをワンストップで提供するMOS（Marketing Operating Service）の展開、及びWebサイトの構築・運用を通じたDX支援等の事業を行っております。

当連結会計年度における売上収益は1,302百万円（前期は一百万円）、営業利益は32百万円（前期は一百万円）となりました。主な内容は、SNS運用支援において年度末の需要期における販売が好調に推移したことに加え、SaaS型ツールがストック型収益として安定的に推移したこと等によるものです。

(2) 関係会社の状況

当連結会計年度における主要な関係会社の異動につきましては、株式会社ラバブルマーケティンググループ及びタメニー株式会社の株式取得等により13社を連結子会社といたしました。

また、株式会社エデンの株式取得により持分法適用会社といたしました。

当社グループが管理・運営の投資事業組合については、秋田元気創生ファンド投資事業有限責任組合は清算したため、持分法適用の範囲から除外いたしました。

以上の結果、当社グループは、当社、連結子会社21社、持分法適用会社41社となりました。

2. 重要な設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 重要な資金調達状況

当社及び連結子会社は、銀行からの借入れにより、3,543百万円を調達いたしました。

また当社は、第2回新株予約権の行使が行われたことにより、981百万円を調達いたしました。

4. 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりであります。

① 投資案件の情報源の充実

当社は、自己資金による自己投資事業、PIPEs事業、当社および投資家の資金によるファンド事業において今後も引き続き積極的に投資活動を実行してまいります。競合となる国内外の投資会社や事業会社も多数存在しており、良質な投資案件の実行のためには、投資案件の情報源の充実が欠くことの出来ない重要な要素となります。当社では、強いパイプを有する地域の金融機関や地方自治体のほか、パートナー企業、投資先企業のネットワーク等をフル活用し、情報源を充実させるとともに、当社が自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業を行っていることによる投資手段の柔軟性の強みを活かし、積極的な投資を行ってまいります。

② 投資先やグループ会社となった企業とのシナジー効果の追求

投資先やグループ会社となった企業の企業価値向上のためには、シナジー効果の追求が重要な鍵となります。当社では自己投資事業、ファンド事業、PIPEs事業、投資銀行事業において様々な上場企業・非上場企業・ベンチャー企業のネットワークを構築している強みを活かし、「顧客の相互紹介」から始まり、「新規商品・サービスの開発・提供」まで、シナジー効果の追求が可能となるよう、グループ内や投資先企業との「情報共有」や「シナジー追求のための協議のインフラ作り」を充実してまいります。

③ 新規ファンドの設立

多数のファンドが設立される中、「AIを自社開発している企業群（競合との差別化が図れるコア技術を有する企業群）」「SaaS/パッケージなどAIソリューションサービスを提供可能な企業群」「半導体やセンサーをはじめAI関連のハードウェアを開発している企業群」「AIの拡大に伴う通信容量・エネルギー供給等不足の解消が可能な企業群」等への投資を想定したAIソリューションを提供する企業群に特化したファンドなど、他にはない特色のあるファンドの組成への取り組みを充実させてまいります。

④ 暗号資産のリスク管理と株主への説明の充実

暗号資産投資事業において、暗号資産は、中長期ではオルタナティブ金融資産+テクノロジーとしての優位性を有していると考える一方で、価格のボラティリティが高く、短期的には投資した資産の価値が急激に上がったり、下がったりするリスクがあると当社では考えています。また、暗号資産の銘柄によってはセキュリティリスクを有していることからハッキングや不正アクセス等による暗号資産の盗難リスクがあり、また、技術的リスク・規制リスクなども潜在的に存在していると考えております。これらの短期的な価格ボラティリティを含む潜在的リスクを正しく管理し、また株主への説明を充実させてまいります。

⑤ 人材確保及び組織体制の強化

当社は、投資事業及びM&Aの拡大に伴い、事業領域及びグループ会社数が増加しております。当連結会計年度においては、SNSマーケティング支援事業を展開する株式会社ラバブルマーケティンググループを連結子会社化したほか、婚活・カジュアルウェディング・地方創生/QOL事業を展開するタメニー株式会社との資本業務提携及び連結子会社化を実施いたしました。また、フランチャイズ型飲食ブランド「鰻の成瀬」を展開するフランチャイズビジネスインキュベーション株式会社の株式取得を決議するなど、事業領域の拡大を進めております。

このような環境下において、持続的な成長を実現するためには、専門性を有する人材の確保及び組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。当社グループでは、投資、DX、マーケティング、事業運営等の各領域における専門人材及び管理部門人材の採用・育成を進めるとともに、グループ間の連携強化及び業務効率化を推進することで、成長を支える組織基盤の強化に取り組んでまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 財産及び損益の状況の推移 (連結)

(単位：百万円)

区分	第1期 (2025年3月期) (IFRS)	第2期 (2026年3月期) 当連結会計年度 (IFRS)
売上収益	3,088	3,297
営業利益(△損失)	1,427	△1,387
親会社の所有者に帰属 する当期利益(△損失)	668	△1,231
基本的1株当たり 当期利益(△損失)	84円49銭	△143円26銭
資産合計	7,629	18,632
資本合計	5,687	6,720

(2) 財産及び損益の状況の推移 (個別)

(単位：百万円)

区分	第1期 (2025年3月期) (日本基準)	第2期 (2026年3月期) 当事業年度 (日本基準)
売上高	120	264
経常損失(△)	△109	△386
当期純損失(△)	△104	△376
1株当たり 当期純損失(△)	△13円16銭	△43円78銭
純資産	3,821	4,646
総資産	6,551	11,572

(注) 設立第1期は、2024年10月1日から2025年3月31日までの6か月となっております。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

名 称	資本金又は 出資金総額 (百万円)	当社の 出資割合 (%) (注) 1	主 要 な 事業内容
(連結子会社)			
株式会社ショーケース	389	51.0	DXクラウド事業、広告・メディア事業
株式会社ラバブルマーケティンググループ	50	45.9	マーケティング支援事業
タメニー株式会社	50	40.0	婚活事業
ミライドア株式会社	100	100.0	ベンチャーキャピタル業務
株式会社コムニコ	11	45.9 (45.9)	SNSマーケティング事業

(注) 1. 当社の出資割合の（ ）内は間接保有割合であり内数であります。

2. 2025年11月12日付で、持分法適用関連会社であった株式会社ラバブルマーケティンググループの株式を追加取得し、同社を連結子会社といたしました。

3. 2026年3月27日付で、タメニー株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社といたしました

(3) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
ミライドア株式会社	東京都港区六本木一丁目9番9号	3,929百万円	11,572百万円

7. 主要な事業内容

企業集団の主要な事業内容は以下のとおりであります。

(1) 金融ソリューション事業

『AIを活用した事業モデル変革を図る企業』を中心とする企業群へ当社グループにより投資を行う「自己投資事業」、ベンチャー企業等への投資及びその育成支援や、投資事業組合の組成及びその管理・運営等を行う「ファンド事業」、上場企業の私募増資を引き受ける「PIPEs事業」、事業に付随するニーズに対しコーポレートファイナンスサービスを提供する「投資銀行事業」を行っております。

(2) DXソリューション事業

DXを目的としたWebサイト最適化サービスなどを中心に、オンライン手続きプラットフォームサービスの提供等の事業を行っております。

(3) マーケティングソリューション事業

SNSマーケティングにおける戦略策定から運用支援、SaaS型ツールの提供、人材教育までをワンストップで提供するMOS (Marketing Operating Service) の展開、及びWebサイトの構築・運用を通じたDX支援等の事業を行っております。

8. 主要な営業所

(1) 当社

本 社 東京都港区六本木一丁目9番9号
六本木ファーストビル14階

(2) 子会社

株式会社ショーケース	本社：東京都港区
株式会社ラバブルマーケティンググループ	本社：東京都港区
タメニー株式会社	本社：東京都品川区
ミライドア株式会社	本社：東京都港区 事務所：京都市中京区、東京都港区
株式会社コムニコ	本社：東京都港区

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
金融ソリューション事業	24名
DXソリューション事業	75名
マーケティングソリューション事業	253名
その他	310名
合計	662名

- (注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員及び他社からの出向者の人数であります。
2. 企業集団の従業員数が前期末と比べて525名増加しましたのは、新たに子会社が増加したためであります。

(2) 当社の従業員の状況

事業区分	従業員数
その他	18名

- (注) 1. 従業員数は、正社員、契約社員及び他社からの出向者の人数であります。
2. 当社の従業員数が前期末と比べて12名増加しましたのは、連結子会社の増加及び新規事業の開始に伴い人員を増強したためであります。

10. 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社北國銀行	1,781百万円
株式会社みずほ銀行	1,705百万円
株式会社千葉銀行	1,123百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,007百万円
株式会社三井住友銀行	767百万円

11. 企業集団の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 30,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,702,600株 (自己株式 999,925株を含む)
3. 株 主 数 5,617名
4. 大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 D S G 1	1,960,200株	22.5%
上 原 俊 彦	1,348,000株	15.5%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	238,954株	2.7%
G M O ク リ ッ ク 証 券 株 式 会 社	180,700株	2.1%
松 井 証 券 株 式 会 社	175,800株	2.0%
株 式 会 社 S B I ネ オ ト レ ー ド 証 券	139,700株	1.6%
小 林 励	120,000株	1.4%
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	119,214株	1.4%
B N P P a r i b a s F i n a n c i a l M a r k e t s	109,300株	1.3%
柿 沼 佑 一	100,000株	1.1%

(注) 持株比率は自己株式を控除して小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。

5. その他株式に関する重要な事項

- ① 2025年6月20日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より12,000,000株増加し、30,000,000株となっております。
- ② 第2回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は、800,000株増加しております。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第1回新株予約権
発行決議日	2024年7月16日(注)1
新株予約権の数	10,240個(注)2
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式(注)3
新株予約権の行使時の払込金額	(注)4
新株予約権の行使期間	2026年7月17日から2029年7月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 決議年月日は、ミライドア株式会社(旧フューチャーベンチャーキャピタル株式会社)における取締役会決議日であります。また、同社が発行した新株予約権は、2024年10月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しております。

2. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。
ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合(以下「株式分割等」という。)を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

3. 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社

は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。

4. 本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、前記注2に定める割当株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、2024年7月16日の東京証券取引所における当社株価の終値とする。

なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割等の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\ \text{調整後行使価額} &= \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
6. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、次の（ア）乃至（ウ）に掲げる事

由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができ
る。ただし下記④で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの
限りではない。

- (ア) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。
 - (イ) 権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
 - (ウ) 2025年3月期より2028年3月期に一度以上、通期連結決算において営業利益5億円以上を達成していること。
- ②本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- (ア) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - (イ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - (ウ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - (エ) 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
 - (オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (カ) 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。）若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合
- ④本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の

平均の額が一度でも行使価額（ただし、前記注4により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(ア) 当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(イ) その他上記に準じ、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

7. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注4で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発

生日のうちいずれか遅い日から、同じく上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記注5に準じて決定する。

⑦新株予約権の取得に関する事項

上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

・ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	10,240個	1,024,000株	1名

2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2025年12月9日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

	第6回新株予約権
発行決議日	2025年12月9日
新株予約権の数	16,200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式（注）1
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり488円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり90,400円 （1株当たり904円）（注）2
新株予約権の行使期間	2025年12月23日から2028年12月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5

（注）1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする（本新株予約権全体の目的と

なる株式の総数は1,620,000株が当初の上限となる。)。ただし、当社が本新株予約権の割当日後に当社普通株式の株式分割、株式無償割当て又は株式併合（以下「株式分割等」という。）を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じ本新株予約権の付与株式数の調整を必要とする場合には、本新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整を行うことができるものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、注1に定める割当株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社の第6回新株予約権発行に係る取締役会決議日の前日である2025年12月8日の東京証券取引所における同社普通株式の普通取引の終値である904円とする。なお、当社が株式分割等を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割等の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から

当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. ①本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、権利行使時において、次の（ア）乃至（イ）に掲げる事由を全て満たす場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし下記④で定められた強制行使条件に抵触した場合はこの限りではない。
 - （ア）本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）が、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問その他これに準ずる地位として当社が認める地位を有していること。
 - （イ）権利行使時において、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ②本新株予約権者の相続による承継は認めず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権の相続人は、本新株予約権の権利行使をすることはできない。ただし、当社の取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者は、次のいずれかに該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使することができなくなるものとする。ただし、この場合においても、強制行使の義務は残るものとする。
 - （ア）本新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
 - （イ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
 - （ウ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
 - （エ）本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第1項第2

号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 新株予約権者に法令又は当社若しくは当社子会社の内部規律に違反する行為があった場合（新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条第1項の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び当社又は当社子会社から解雇された場合を含むがこれらに限られない。）、若しくは新株予約権者が当社又は子会社と競業関係にある会社の取締役、監査役、従業員若しくは顧問、社外協力者その他これに準ずる者となった場合等、本新株予約権の発行の目的上、新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当ではないと当社が判断する事由が生じた場合

④本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の連続する21日間の平均の額が一度でも行使価額（ただし、前記注2により行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。）に50%を乗じた価額を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、当社が上場廃止となる場合、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準ずる倒産処理手続開始の申立てがなされる場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合はこの限りではない。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。

- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注1に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記注2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同じく上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥増加する資本金及び資本準備金に関する事項
前記注3に準じて決定する。
- ⑦新株予約権の取得に関する事項
上記「新株予約権の譲渡に関する事項」に準じて決定する。
- ⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
澤田大輔	代表取締役社長	ミライドア株式会社 代表取締役会長兼社長 株式会社ショーケース 代表取締役会長 株式会社河合青果 代表取締役会長 名古屋青果物信用組合 副理事長 ReYuu Japan株式会社 社外取締役 株式会社DSG1 代表取締役 タメニー株式会社 社外取締役
松本高一	取締役副社長	株式会社ショーケース 取締役 株式会社アッピア 代表取締役 株式会社ラバブルマーケティンググループ 取締役 タメニー株式会社 社外取締役 株式会社TOKYO BASE 社外取締役（監査等委員） 株式会社イグランド 社外取締役 ReYuu Japan株式会社 社外取締役 株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役 株式会社ギミック 社外監査役
八角大輔	常務取締役	株式会社エデン 代表取締役 ReYuu Japan株式会社 取締役（監査等委員）
久保隆	取締役 （監査等委員）	株式会社ショーケース 社外取締役（監査等委員） 株式会社ラバブルマーケティンググループ 取締役 ミライドア株式会社 監査役 ReYuu Japan株式会社 社外取締役（監査等委員） 天満総合法律事務所 パートナー
砂田有史	取締役 （監査等委員）	マラトンキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 合同会社RSコンサルティング 代表社員 株式会社M&Aクラウド 監査役 一般社団法人ジュニア・マナーズ協会 理事 NES株式会社 社外取締役 株式会社TICK-TOCK 社外取締役 株式会社ひととこむ 監査役 株式会社ハッシュ 社外取締役 株式会社カルファインホールディングス 監査役 株式会社ニチリョク 監査役
加來武宜	取締役 （監査等委員）	株式会社KingMakers 代表取締役 はじまり法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役（監査等委員）久保隆氏、取締役（監査等委員）砂田有史氏及び取締役（監査等委員）加來武宜氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役（監査等委員）久保隆氏、取締役（監査等委員）砂田有史氏及び取締役（監査等委員）加來武宜氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（監査等委員）久保隆氏、取締役（監査等委員）砂田有史氏及び取締役（監査等委員）加來武宜氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 当事業年度中の取締役の異動
- ①松本高一氏は、2025年6月20日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を辞任により退任し、同総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ②久保隆氏は、2025年6月20日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任し、同総会において新たに取締役（監査等委員）に選任され、就任いたしました。
- ③取締役 加來武宜氏は、2025年6月20日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任し、取締役（監査等委員）蒲生武志氏の辞任により、2026年3月31日付で補欠の監査等委員として新たに取締役に（監査等委員）に就任いたしました。
- ④取締役 金一寿氏は、2025年9月30日をもって辞任により退任いたしました。なお、退任時における地位及び担当は常務取締役、重要な兼職はミライドア株式会社常務取締役、株式会社ショーケース取締役、ReYuu Japan株式会社取締役及び金一寿公認会計士・税理士事務所代表でありました。
- ⑤取締役（監査等委員）蒲生武志氏は、2026年3月30日をもって辞任により退任いたしました。蒲生武志氏は、公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。なお、退任時における重要な兼職はトラバース監査法人代表社員、蒲生武志公認会計士・税理士事務所所長でありました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年6月20日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役が過半数を占め、かつ、社外取締役が委員長を務める、指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

②非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	68.1 (1.2)	68.1 (1.2)	- (-)	- (-)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	8.7 (8.7)	8.7 (8.7)	- (-)	- (-)	5 (5)
合計 (うち社外取締役)	76.8 (9.9)	76.8 (9.9)	- (-)	- (-)	11 (7)

(注) 1. 上表には、2025年6月20日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名（うち社外取締役1名）及び2025年9月30日をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び2026年3月30日をもって退任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）及び2026年3月31日付で就任した取締役（監査等委員）1名（うち社外取締役1名）を含んでおります。また、同総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任し取締役（監査等委員を除く）に就任した松本高一氏及び取締役（監査等委員を除く）を退任し取締役（監査等委員）に就任した久保隆氏については、取締役（監査等委員を除く）在任期間分は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に、それぞれ区分して上表の総額と員数に含めて記載しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の総額は、2025年6月20日開催の第1回定時株主総会において、年額384百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名（うち社外取締役0名）であります。また、取締役（監査等委員）の報酬等の総額は、2025年6月20日開催の第1回定時株主総会において、年額24百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。

(3) 当事業年度において支払った役員慰労金
該当事項はありません。

(4) 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外役員が当社の子会社から役員として受けた報酬等の総額は、3百万円であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役(監査等委員)久保隆氏は、株式会社ショーケース取締役(監査等委員)及び株式会社ラバブルマーケティンググループ取締役及びミライドア株式会社監査役であります。株式会社ショーケース及び株式会社ラバブルマーケティンググループ及びミライドア株式会社は、当社の子会社であります。その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

(2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	久保 隆	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また取締役(監査等委員)就任以降、当事業年度開催の監査等委員会5回のうち5回に出席しております。弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	砂田 有史	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また監査等委員会6回のうち6回に出席しております。弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	加來 武宜	取締役(監査等委員)就任後に開催された当事業年度の取締役会及び監査等委員会はございません。

(注) 取締役(監査等委員)であった蒲生武志氏は、2026年3月30日をもって辞任により退任いたしました。蒲生武志氏は、当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席、また当事業年度開催の監査等委員会6回のうち6回に出席し、公認会計士・税理士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に関して適切な監督及び経営の健全性確保に関する発言を行いました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

HLB Meisei有限責任監査法人

2. 責任限定契約の内容の概要

特に定めておりません。

3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- (1) 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額
23百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容に適切であると判断したためであります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

- (2) 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
71百万円

(注) 上記以外に、当社子会社において前事業年度に係る追加報酬1百万円を支払っております。

4. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査等委員会は監査等委員である取締役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

VI. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は行動規範を定め、全役職員が、法令・定款を遵守することは勿論のこと、当社の経営理念を行動の原点とし、誠実に行動するよう徹底いたします。

代表取締役社長は、内部監査を直轄し、内部監査計画に沿ってコンプライアンスの状況を監査するものとし、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものいたします。

内部通報規程に従い、社内においてコンプライアンス上疑義のある行為等について気が付いたときには、取締役会、監査等委員会又は社外弁護士等に通報しなければならないものいたします。この場合、当社は通報者に不利益な扱いをしないものいたします。

なお、反社会的勢力に対しては、行動規範において、「毅然とした態度で対処し、あらゆる関係を持ちません」と定めております。暴力的な要求や不当な要求に対しては弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応いたします。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を文書（電磁的記録等を含む）に記録・保存することについては、当社の文書管理規程に従います。取締役及び監査等委員会が、常時、これらの文書を閲覧できるよう適切な状態を維持いたします。

情報取扱いの管理体制については、当社の情報セキュリティ管理規程に従い、統括的な管理を行います。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程に従い、リスク管理体制を構築します。

代表取締役社長が当社のリスク管理について全社的に統括し、リスクカテゴリー毎の責任部署を定め、継続的に監視するものいたします。

経営会議の一機能としてリスクコンプライアンス委員会を設置し、当社のリスクに関する情報の把握及び対応を行うものとします。

新たに発生したリスクについては速やかに担当部署を定めるものいたします。

緊急時対応マニュアルを定め、緊急時には迅速な対応ができるよう体制を整備するものいたします。

内部監査では、当社のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会に報告いたします。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営戦略及び経営計画については、取締役会で決定し、常勤取締役、執行役員及び部長で構成する経営会議は、取締役会で決議された方針に従い、具体的に戦略を進めるための決定を行います。
各部署は業績目標と予算を設定し、月次の業績結果について財務経理部が取りまとめて経営会議及び取締役会に報告し、経営会議及び取締役会は目標達成のための改善を促します。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社における業務の適正を確保するため、子会社は当社担当部門協力のもと、内部統制の強化を推進いたします。子会社の重要な業務については、当社の関係会社管理規程に基づき、当社の事前承認又は事前協議を要することとしています。
また、当社の監査等委員会及び会計監査人による監査に加えて、内部監査室が監査を行い、内部統制強化に関する指導又は協力を行うことにより、業務の適正の確保を図ります。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査の実効性の確保に関する事項
監査等委員会からの求めがあった場合には、取締役は監査等委員会の職務を補佐する職員を置くことといたします。その職員の人事異動及び懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査等委員会の承諾を得るものといたします。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
取締役又は職員は、監査等委員会に対して、当社に重大な影響を及ぼすおそれがある事項、内部監査の実施状況、内部通報の状況を速やかに報告するものといたします。
- (8) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会への報告を行った当社役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底いたします。
- (9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査等委員会が、当社の会計監査人と定期的に情報交換するほか、監査業務に関する助言を受けるため、必要に応じて、外部の専門家を活用することを保証し、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設けることといたします。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席いたしました。その他、監査等委員会は6回、リスクコンプライアンス委員会は1回開催いたしました。
- (2) 監査等委員である取締役は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- (3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
- (4) 財務報告の信頼性を確保するための体制として、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第24条の4の4の規定に基づく内部統制報告書を提出しており、財務報告に係る内部統制報告制度の有効かつ適切な運用体制を構築し、その整備、運用、評価を適切に行っております。

3. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、単位表示未満の端数を切り捨て、比率については単位表示未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結財政状態計算書

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	11,192	【流動負債】	6,933
現金及び預金	7,788	営業債務及びその他の債務	992
営業債権及びその他の債権	1,759	社債及び借入金	4,455
有価証券	426	リース負債	446
棚卸資産	21	未払法人所得税	57
暗号資産	599	引当金	216
その他の金融資産	261	契約負債	518
その他の流動資産	336	その他の流動負債	245
【非流動資産】	7,439	【非流動負債】	4,979
有形固定資産	620	社債及び借入金	4,017
使用権資産	1,003	リース負債	559
のれん	4,483	退職給付に係る負債	91
無形資産	172	引当金	302
持分法で会計処理されている投資	19	繰延税金負債	4
投資有価証券	174	その他の非流動負債	3
繰延税金資産	393	負債合計	11,912
その他の金融資産	0	資本の部	
その他の非流動資産	571	【親会社の所有者に帰属する持分合計】	4,681
資産合計	18,632	資本	591
		資本剰余金	3,239
		利益剰余金	1,661
		自己株式	△814
		その他の資本の構成要素	3
		【非支配持分】	2,038
		資本合計	6,720
		負債及び資本合計	18,632

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上	3,297
売上原価	1,750
売上総利益	1,546
販売費及び一般管理費	2,461
その他の収益	209
その他の費用	681
営業損失 (△)	△1,387
金融収益	9
金融費用	50
持分法による投資損益 (△は損失)	31
税引前損失 (△)	△1,395
法人所得税費用	△150
当期損失 (△)	△1,245
当期損失 (△) の帰属	
親会社の所有者	△1,231
非支配持分	△14
当期損失 (△)	△1,245

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

監査等委員である取締役を除く取締役（以下、本議案において「取締役」という。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	さわ だ だい すけ 澤 田 大 輔 (1976年4月6日生)	1996年12月 個人事業主として開業 2018年1月 株式会社DSG1 代表取締役（現任） 2021年10月 紺綬褒章受章 2023年11月 ミライドア株式会社 代表取締役会長兼社長（現任） 2024年10月 当社 代表取締役社長（現任） 2024年11月 株式会社河合青果 代表取締役会長（現任） 2025年3月 株式会社ショーケース 代表取締役会長（現任） 2025年9月 名古屋青果物信用組合 副理事長（現任） 2026年1月 タメニー株式会社 社外取締役 2026年1月 ReYuu Japan株式会社 社外取締役（現任） 2026年4月 タメニー株式会社 取締役（現任）	1,300株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する社 株式の数
2	まつもと こういち 松本 高一 (1980年3月26日生)	2003年9月 株式会社AGSコンサルティング 入社 2006年1月 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社) 入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング 入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社 入社 2017年9月 株式会社ラブルマーケティンググループ 社外取締役 2018年8月 株式会社アッピア 代表取締役(現任) 2023年4月 株式会社TOKYO BASE 社外取締役(監査等委員)(現任) 2024年10月 当社 社外取締役(監査等委員) 2025年3月 株式会社ショーケース 取締役 2025年6月 当社 取締役副社長(現任) 2026年1月 タメニー株式会社 社外取締役 2026年1月 ReYuu Japan株式会社 社外取締役(現任) 2026年1月 株式会社ラブルマーケティンググループ 取締役(現任) 2026年1月 株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役(現任) 2026年4月 株式会社ショーケース 代表取締役(現任) 2026年4月 タメニー株式会社 取締役(現任)	100株

(注)各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くぼ たかし 久保隆 (1954年11月7日生)	1988年4月 大阪弁護士会 弁護士登録 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） 入所 1994年1月 森田宏法律事務所（現天満総合法律事務所） パートナー（現任） 1994年1月 株式会社川重冷熱工業 顧問 2023年6月 ミライドア株式会社 取締役 2024年10月 当社 社外取締役 2025年3月 株式会社ショーケース 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年6月 ミライドア株式会社 監査役（現任） 2026年1月 ReYuu Japan株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2026年1月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 取締役（現任）	一株
2	なり う けん じ 成生憲治 (1961年6月14日生)	1985年4月 なりう有限会社 取締役 2000年4月 飯田法律事務所 入所 2003年10月 なりう法律事務所 入所 2008年6月 社会医療法人かりゆし会 監事（現任） 2016年5月 社会医療法人和泉会 監事（現任） 2016年12月 東日本税理士法人 入所 2018年3月 社会医療法人社団順江会 監事	一株
3	いま い とも かず 今井智一 (1977年12月8日生)	2010年12月 東京弁護士会 弁護士登録 2010年12月 栗林総合法律事務所 入所 2016年2月 株式会社ラバブルマーケティンググループ 監査役（現任） 株式会社フィネスコンサルティング 代表取締役（現任） 2017年7月 今井関口法律事務所（現法律事務所） 代表弁護士（現任） 2018年3月 株式会社勸業ホールディングス 社外監査役（現任） 2021年6月 株式会社Kaizen Platform 社外監査役（現任） 2024年3月 株式会社Kaizen Platform 社外監査役（現任）	一株

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保隆氏、成生憲治氏及び今井智一氏は、社外取締役候補者であります。当社は、久保隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。同氏の選任が承認された場合、同氏を引き続き独立役員として指定する予定であります。また、成生憲治氏及び今井智一氏の選任が承認された場合、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者の選任理由等
久保隆氏は、弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、法務・コンプライアンス、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できると判断したためであります。なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年9か月となります。また、同氏は当社の子会社であるミライドア株式会社の監査役及び当社の子会社である株式会社ショーケースの取締役（監査等委員）及び当社の子会社である株式会社ラパブルマーケティンググループの取締役であります。
成生憲治氏は、弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス、社会医療法人に関する深い知識や経験を有するとともに、税理士として税務を中心とした事業、経営に関する専門的な知識や経験を有することから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化及び事業の拡大・安定化において適任であると判断し、取締役としての選任をお願いするものであります。
今井智一氏は、弁護士としてコーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業経営に深い造詣を有しております。そのため、法務・コンプライアンス、内部統制システム及びガバナンス体制を万全とすることで、当社の適切な監督及び経営の健全性確保に貢献することが期待できると判断したためであります。
4. 当社は、久保隆氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、成生憲治氏及び今井智一氏の選任が承認された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、
予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
にしむらかずひこ 西村一彦 (1965年9月22日生)	2011年12月 滋賀弁護士会 弁護士登録 2012年1月 くすのき法律事務所 代表(現任) 2012年4月 滋賀弁護士会消費者保護委員会 所属(現任) 2019年11月 全国倒産処理弁護士ネットワーク 理事(現任) 2021年4月 守山市固定資産評価委員会 委員(現任) 2022年6月 日弁連倒産法制検討委員会 委員(現任)	一株

(注)1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

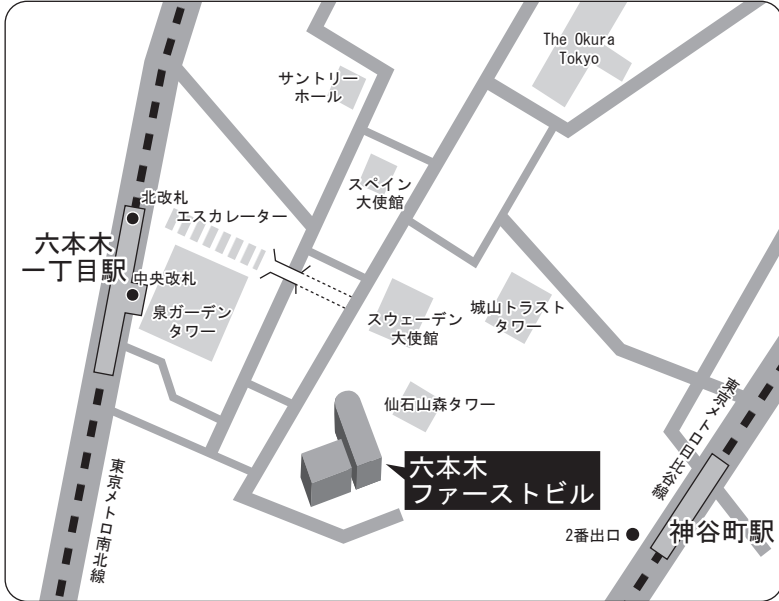
2. 西村一彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。当社は、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定であります。
3. 西村一彦氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であり、その選任理由は、弁護士としての経験等を通じて、企業法務に精通しており、専門的な知見を活かし、経営の監視・監督を行っていただくことが期待できると判断したためであります。
4. 当社は、西村一彦氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 当社本店会議室

東京都港区六本木一丁目9番9号
六本木ファーストビル14階
当社本店エントランス



交通のご案内： 六本木一丁目駅（東京メトロ南北線）より徒歩4分
神谷町駅（東京メトロ日比谷線）より徒歩10分

※当日、専用の駐車場のご用意がございませんので、
お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。